

# 一般社団法人QOL－PRO研究会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人QOL－PRO研究会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、生活の質 (quality of life) (以下「QOL」とする。) や患者の主観的アウトカム (patient-reported outcomes) (以下「PRO」とする。) に関する研究の発展のため、医療や健康科学の分野のみならず、広く社会科学、政策科学等の分野の研究者が情報を交換し、科学的に質の高い研究を振興し、国内外の関連機関等との連携協力を行うこと及びこれらの活動によってわが国の医療や福祉・介護、教育の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) QOLとPROの研究に関する学術集会やセミナーの企画、運営に関する事業
- (2) QOLとPROに関する調査・研究事業
- (3) QOLとPROの研究に関する会誌等刊行物の発行に関する事業
- (4) QOLとPROの研究の関連領域に関わる国内外の個人、公的機関、学術団体との連絡、協力、連携、および交流に関する事業
- (5) QOLとPROの研究に関する情報をホームページやメーリングリスト等のウェブサービスを通して提供する事業
- (6) QOLとPROに関する研究者や専門家等の人材育成と教育に関する事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 当法人の目的に賛同し、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得た者を会員とする。

2 会員種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人で、会費を納める者。
- (2) 学生会員 大学、大学院又はこれに準ずる学校に在籍し、当法人の目的に賛同し学生会費を納める者。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助会費を納める団体。
- (4) 名誉会員 当法人の役員を務めた社員であって、役員の定年 (原則として70歳) に達し功労ある者として、理事会が決定した者。

3 当法人の会員総会は、全会員をもって構成する。

- 4 会員総会は、当法人の活動の方針、結果、社員の選出又はその他のことについて報告し又は承認を得るための機関とする。ただし、会員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会ではないことを確認する。

（社員）

第6条 当法人の社員は、次の各号に定める要件の全部を満たしている者であつて、当法人所定の様式による申込みをした者の中から、会員総会において選出する。

- (1) 当法人の正会員であること。
- (2) 当法人の各種委員を担当し、研究会運営の実務を担う意志があること。
- (3) 論文又は書籍等の学術的業績があること。
- (4) 前各号の要件を総合的に勘案して理事会の承認を得ていること。

- 2 当法人の社員の定数は、総会員数の約1割程度とし、社員を選出する会員総会に際し、その都度、具体的な定数を理事会において予め決定する。

（経費等の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 入会金及び会費の価額は、細則において別に定める。
- 3 既納の入会金及び会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

（退社及び退会）

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 会員の退会は、前項に準ずるものとする。

（除名）

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- 2 当法人の会員が、前項に準ずる除名すべき正当な事由があるときは、理事長は、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

（社員及び会員の資格喪失）

第10条 社員及び会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社又は退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があつたとき。

（社員及び会員の名簿）

第11条 当法人は、社員及び会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の新規入社承認
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催期日より1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって法令上の代表理事とする。
- 3 理事長に事故があるときに備えて副理事長を置くことができる。副理事長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち1名を事務局担当理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 事務局担当理事は、理事長による指名で選任する。

5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事（以下、本条において「理事等」という。）の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事等が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事等の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事等は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事等としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によってこれを定める。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。理事長及び副理事長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91

条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。